

2 弁護士法第5条の規定による研修（弁護士資格付与のための指定研修）の実施

弁護士法が2004年4月1日に改正され、新たに、以下の者に対して、研修の受講と法務大臣の認定を要件として、弁護士となる資格が与えられることになった（弁護士資格認定制度）。弁護士資格認定制度により弁護士となる資格を得ようとする場合は、法務大臣に認定の申請をし、その後、日弁連の研修を受講した上で、法務大臣の認定を受ける必要がある。日弁連では、法務大臣の指定に基づき、2004年度から研修を実施している。

司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所等の教官、衆議院若しくは参議院の議員、衆議院若しくは参議院の法制局参事、内閣法制局参事官、大学の法学部等の法律学の教授・若しくは准教授、等の弁護士法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者（弁護士法第5条第1号）
司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列挙された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者（弁護士法第5条第2号。いわゆる企業法務の担当者や公務員として一定の法律関係の実務経験を得た者。）
検察庁法第18条第3項に規定する試験を経た後に検察官（副検事を除く）の職に在った期間が通算して5年以上となる者（弁護士法第5条第3号）
及び の期間が通算して5年以上になる者、又は 、 の期間が通算して7年以上になる者（弁護士法第5条第4号）

【弁護士の資格の特例に関する経過措置】 弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、改正法施行の日前に旧弁護士法第6条第1項第2号（弁護士法旧々第5条第3号）に規定する職（いわゆる大学の教授、准教授）にあった者が、平成20年3月31日までに同職にあった期間が通算して5年以上となる者（弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により弁護士法第5条から第5条の6まで規定の例）

2004年度から2009年度の研修受講状況

		2004	2005	2006	2007	2008	2009	累 計
	受講人数	50名	21名	24名	26名	23名	19名	163名
	研修終了認定者	47名	18名	22名	20名	21名	17名	145名
受講者の内訳								
5条1号	国会議員	6名	2名	2名	0名	0名	0名	10名
5条2号イ	企業法務	2名	0名	0名	2名	0名	2名	6名
5条2号ロ	公務員	2名	8名	9名	7名	6名	9名	41名
5条3号	特任検事	39名	8名	5名	3名	2名	2名	59名
5条4号	5条1号+5条2号ロ	0名	1名	0名	0名	0名	0名	1名
	5条2号イ+5条2号ロ	1名	0名	1名	0名	2名	0名	4名
附則3条2項	大学教授・准教授	0名	2名	7名	14名	13名	6名	42名

2009年度の研修について

前期集合研修	2009年8月18日～19日（2日間）刑事・民事裁判手続に関する研修
前期集合研修	同年8月31日～3日（4日間）刑事・民事の概論研修、起案講評
実務研修	同年9月7日～10月5日の平日計139時間 東京の法律事務所での実務研修
後期集合研修	同年10月13日～17日（5日間） 起案の講評を中心とした集合研修